

滋賀県水源森林地域保全条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第 29 号

滋賀県水源森林地域保全条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県水源森林地域保全条例（平成 27 年滋賀県条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(届出の対象となる水源森林地域内の土地の権利)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定めるものは、地上権、地役権、使用貸借による権利および賃借権とする。

(水源森林地域の指定をしようとする旨の公告)

第 4 条 条例第 6 条第 3 項の規定による公告は、次に掲げる事項を滋賀県公報に登載して行うものとする。

- (1) 水源森林地域の指定（以下「指定」という。）をしようとする旨
 - (2) 指定の区域
 - (3) 指定の案の縦覧の場所および期間
 - (4) 縦覧に供された指定の案について、知事に条例第 6 条第 4 項の意見書を提出することができる旨
 - (5) 前号の意見書を提出する場合の提出先および提出期限
 - (6) 第 4 号の意見書を提出する場合において、当該意見書に口頭で意見を述べたい旨の記載があるときは、当該意見書を提出した者に口頭で意見を述べる機会を与える旨
- 2 前項第 2 号の区域は、平面図により明示するものとする。

(口頭による意見の聴取の手續)

第 5 条 知事は、条例第 6 条第 5 項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えようとするときは、縦覧に供された指定の案について異議がある旨の意見書を提出した者に対し、当該口頭で意見を述べる機会を付与する日の 1 週間前までに、その日時および場所を書面により通知するものとする。

- 2 口頭による意見の聴取は、知事の指名する職員が行うものとする。

(指定の告示)

第 6 条 条例第 6 条第 6 項の規定による告示は、指定をする旨および指定の区域を滋賀県公報に登載して行うものとする。

- 2 前項の区域は、平面図により明示するものとする。

(水源森林地域の区域の変更)

第 7 条 前 3 条の規定は、水源森林地域の区域の変更について準用する。

(届出を要する土地売買等の契約)

第 8 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- (1) 贈与契約
- (2) 売買契約
- (3) 交換契約
- (4) 地上権に関する契約
- (5) 地役権に関する契約
- (6) 使用貸借契約
- (7) 賃貸借契約

(土地の所有権等の移転等の届出等)

第 9 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、土地所有権等移転等届出書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
 - (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書または当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し
- 2 条例第 7 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 土地売買等の契約に係る土地の地目および利用の現況

(2) 土地売買等の契約の種類

(届出を要しない場合)

第10条 条例第7条第2項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

2 条例第7条第2項第3号の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 次のいずれかに該当するものに関する事業を行う場合

- ア 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道または同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- ウ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設および同項第2号に規定する区画整理
- エ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- オ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- カ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- キ 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- ク 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道もしくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業もしくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）または同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）もしくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- ケ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- コ 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- サ 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なものもしくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なものまたは同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- シ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第8項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）
- ス 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- セ 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- ソ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- タ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業、同項第3号に規定する卸電気事業または同項第5号に規定する特定電気事業の用に供する同項第16号に規定する電気工作物
- チ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（ソに該当するものを除く。）
- ツ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- テ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設
- ト 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）
- ナ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者または索道事業者がその鉄道事業または索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

(2) 前号に掲げるもののほか、条例第7条第1項の規定を適用することが適当でないと知事が認める場合

(土地所有権等移転等変更届出書)

第11条 条例第7条第4項の規定による届出は、土地所有権等移転等変更届出書（別記様式第2号）に、第9条第1項各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(立入調査の身分証明書)

第12条 条例第9条第2項の身分を示す証明書は、別記様式第3号によるものとする。

(指導または助言の様式等)

第13条 条例第10条第1項の指導または助言は、別記様式第4号により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による伝達は、文書または文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法そ

他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもので行うものとする。

- (1) 届出者の使用に係る電子計算機と条例第 10 条第 2 項の土地の所有権等の移転もしくは設定を受けようとする者または移転もしくは設定を受けた者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、届出者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
(公表の方法および手続)

第 14 条 条例第 12 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該勧告に従わない旨
 - (2) 当該勧告の内容
 - (3) 当該勧告に係る土地の所在地
- 2 前項の公表は、滋賀県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。
 - 3 知事は、条例第 12 条第 2 項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、条例第 11 条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与える旨その他必要な事項を通知するものとする。
 - 4 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、文書により意見を述べるものとする。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 14 条までの規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別 記

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

土地所有権等移転等届出書

(宛先)

滋賀県知事

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名
および主たる事務所の所在地〕

滋賀県水源森林地域保全条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者

当事者	氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
所有権等の移転等をし ようとする者		
所有権等の移転等を受 けようとする者		

2 契約に係る土地の所在等

所在	面積（㎡）	契約の種類	所有権等の種別および内容
土地の利用目的	地目	現況	契約の締結年月日

注 1 2 の所在欄は、契約に係る土地の所在する市町名から記載してください。

なお、全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が数筆にわたり記入欄が不足する場合は、「ほか○筆（別紙記載）」とし、その詳細は、別紙に記載の上、添付してください。

2 2 の契約の種類欄は、土地売買等の契約について、売買、賃貸借等の契約の種類を記載してください。

3 2 の所有権等の種別および内容欄は、土地売買等の契約に係る権利について、所有権、地上権等の使用もしくは収益を目的とする権利またはこれらの権利の取得を目的とする権利の種別を、期限があるものは終期も併せて記載してください。

4 2 の土地の利用目的欄は、土地所有権等の移転または設定の後における土地の主な利用目的について、具体的に記載してください。

5 次の書類を添付してください。

(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

(2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書または当該土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

土地所有権等移転等変更届出書

（宛先）

滋賀県知事

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名
および主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで届出を行った土地売買等の契約に係る事項に変更が生じたので、滋賀県水源森林地域保全条例第7条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更に係る事項	
変更前	
変更後	

注1 次の書類を添付してください。

(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

(2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書または当該土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第3号（第12条関係）

（表）

← 8.6センチメートル →

身 分 証 明 書	
所 属	
職氏名	
上記の者は、滋賀県水源森林地域保全条例第9条第1項に規定する職員であることを証明します。	
発行年月日	
滋賀県知事	印

↑ 5.4センチメートル ↓

（裏）

滋賀県水源森林地域保全条例（抜粋）

（立入調査等）

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第7条第1項または第4項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、

またはその職員に、当該届出に係る土地に立ち入らせ、当該土地の利用が水源の涵養機能^{かん}の維持に及ぼす影響を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

滋賀県水源森林地域保全条例第10条第1項の規定に基づく指導（助言）書

様

滋賀県知事



年 月 日付けで提出のあった土地の所有権等の移転等の届出について、次のとおり指導（助言）します。

指導（助言）の内容

- 注1 この指導（助言）については、滋賀県水源森林地域保全条例施行規則第13条第2項に定める方法により買主等に伝達してください。
- 2 正当な理由がなく指導に従わなかった場合は、必要な措置を講ずるよう勧告されることがあります。また、勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公表されることがあります。